

第10回 農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年3月27日 9時30分開会 ～ 10時10分閉会
2. 開催場所 恵庭市役所 3階 301・302会議室
3. 出欠状況（出席委員13名）

1番	職務代理者	小寺 和雄	出席	
2番		姉崎 敏一	出席	議事録署名員
3番		橋本 佳文	出席	
4番		中島 和彦	出席	議事録署名員
5番		大岩 則子	欠席	
6番		小山内 洋美	出席	
7番		工藤 伸一	出席	
8番		坂本 孝之	出席	
9番		西野 和文	出席	
10番		平野 貴史	欠席	
11番		寺澤 順一	出席	
12番		中村 孝之	出席	
13番		田中 浩巳	出席	
14番		澤永 英樹	出席	
15番	会 長	西口 雅樹	出席	

4. 協議事項

- 報告第1号 委員会業務報告について
- 報告第2号 使用貸借の解約について
- 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

- 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 4 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について
- 議案第 5 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

5. 参与した職員

農業委員会事務局

局長	西中	紀和
次長	市川	忠志
主査	横式	信幸
	大高	慶寛
	関	将司

6. 議事内容

- 事務局長： 只今より第 10 回恵庭市農業委員会総会を開会させていただきます。
4 月 1 日付で恵庭市の人事異動発令の内示が、3 月 19 日に示されましたので、ご紹介させていただきます。
はじめに、保健福祉部介護福祉課生きがい対策担当主査から農業委員会事務局農地調整担当主査となります、松野 優一です。
一言、ご挨拶申し上げます。
- 松野主査： 4 月から、介護福祉課から参ります、松野優一と申します。どうぞ、よろしく申し上げます。
- 事務局長： 続きまして、3 月 31 日をもって当事務局より、建設部管理課へ異動となります、横式 信幸です。
一言、ご挨拶申し上げます。
- 横式主査： 3 年間ではありましたが、ご迷惑その他含め、お世話になりました。
- 事務局長： それでは会議に入らせていただきます。
本日の出席者数ですが、定足数に達しておりますことを報告いたします。
それでは開会にあたりまして、会長よりご挨拶を申し上げます。
- 会 長： 皆様、おはようございます。
雪解けも進み、何かと忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。先程ご紹介ありましたように、事務局のメンバーが来年度より変わるということですが、いずれも力を十分に発揮して、それぞれ

の場所でご活躍いただければと思います。
本日の総会も報告、議案共に慎重審議よろしくお願ひ申し上げます。

事務局長： ありがとうございます。
恵庭市農業委員会会議規則第 5 条第 3 項により、これからの議事進行については、会長にお願ひしたいと思ひます。

会 長： それでは、日程 1「議事録署名員の指名について」恵庭市農業委員会会議規則第 4 条に基づき、議事録署名員の指名を行います。
2 番姉崎委員、4 番中島委員を指名します。よろしくお願ひいたします。
続きまして、日程 2「議事日程について」事務局より説明願ひます。

事務局長： それでは、「議事日程について」ご説明いたします。
議案書の表紙裏面の日程表をご覧ください。
本日、提案されました案件の概要につきましてご説明させていただきます。報告が 3 件、議案が 5 件となります。
日程 3、報告第 1 号は、令和 6 年 2 月 28 日から 3 月 26 日までの委員会業務の報告となります。
日程 4、報告第 2 号は、使用貸借の解約について 1 件。
日程 5、報告第 3 号は、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、3 件。
日程 6、議案第 1 号は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、賃貸借の合意解約が 3 件。
日程 7、議案第 2 号は、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、1 件。
日程 8、議案第 3 号は、農用地利用集積計画の決定について 15 件。
日程 9、議案第 4 号は、令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について。
日程 10、議案第 5 号は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について。
以上、議事内容の概要につきまして簡単にご説明させていただきましたが、ご審議を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。このとおりに取り進めてよろしいか、お諮りいたします。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、日程のとおり審議いたします。

報告第 1 号 委員会業務報告について

会 長： 日程 3、報告第 1 号「委員会業務報告について」事務局より説明願います。

事務局長： 報告第 1 号「委員会業務報告について」ご報告いたします。
令和 6 年 2 月 28 日から 3 月 26 日までの業務報告となります。
2 月 28 日 第 9 回恵庭市農業委員会総会
3 月 18 日 北海道農業会議第 96 回総会
令和 5 年度市町村農業委員会会長・事務局長会議
3 月 19 日 北海道農業会議第 11 回常設審議委員会
北海道農業会議第 1 回会長・副会長専務理事候補者選考委員会
3 月 22 日 令和 5 年度恵庭土地改良区通常総代会
以上、委員会業務報告となります。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

報告第 2 号 使用貸借の解約について

会 長： 日程 4、報告第 2 号「使用貸借の解約について」事務局より説明願います。

事 務 局： 報告第 2 号「使用貸借の解約について」
このことについて、下記のとおり通知があったので報告いたします。
番号 1 番、所在、地番、XXXXXXXXXX、地目、畑と田、面積、XXXX
XXXXXXXXXX㎡、借主、XXXXのXXXXさん、貸主、XXXXのXXXX
XXXXさん、契約期間ですが、XXXXXXXXXXからXXXX

■まででありましたが、■に合意解約が成立しております。解約理由につきましては、■のためであります。
以上、1件の通知がありましたので報告いたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はありませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

会 長： 日程5、報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局より説明願います。

事 務 局： 報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」このことについて、下記のとおり届出があったので報告いたします。
番号1、所在、地番、■、地目、公簿、現況共に、畑と田、面積、■m²、権利の取得日、令和5年9月9日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、■の■さん、被相続人は■さん、令和6年3月8日に届出されております。

番号2、所在、地番、■、地目、公簿、田と畑と原野、現況、田と畑、面積、■m²、権利の取得日、令和5年3月25日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、■の■さん、被相続人は■さん、令和6年3月8日に届出されております。

番号3、所在、地番、■、地目、公簿、畑と山林、現況、畑、面積、■m²、権利の取得日、令和5年4月23日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、■の■さん、被相続人は■さん、令和6年3月8日に届出されております。
以上、3件の届出がありましたので報告いたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はありませんか。

各委員： 異議なし。

会長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

会長： 日程6、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局より説明願います。

事務局： 議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」
農地法第18条第6項の規定により、提出のあった賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認を求めます。

番号1番、2番、所在、地番、[REDACTED]、地目、田、面積、[REDACTED] m²、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、[REDACTED]の[REDACTED]さんが借りていたものでございます。契約期間ですが、[REDACTED]から[REDACTED]まででありましたが、[REDACTED]に合意解約が成立しております。解約理由につきましては、[REDACTED]のためであります。

番号3、所在、地番、[REDACTED]、地目、畑、面積、[REDACTED] m²、借主、[REDACTED]の[REDACTED]、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、契約期間ですが、[REDACTED]から[REDACTED]まででありましたが、[REDACTED]に合意解約が成立しております。解約理由につきましては、[REDACTED]のためであります。

以上、3件の解約につきまして、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

会長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各委員： 異議なし。

会長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

会 長： 日程 7、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」このことについて、下記のとおり申請があったので意見を問う。
番号 1、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、畑と宅地と田、現況、畑と田、面積、[REDACTED]m²、譲渡人、[REDACTED]の[REDACTED]さん、理由、[REDACTED]。譲受人、[REDACTED]の[REDACTED]さん、耕作面積、[REDACTED]ha、家畜、なし、理由、[REDACTED]。権利区分、贈与、価格、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 1 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。
なお、この申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可要件に適合するものでございます。
以上、1 件の申請がありましたので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

会 長： 日程 8、議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」の審議であります。農業委員会等に関する法律第 31 条による議事参与の制限につき、当該委員の案件に際しては退席を願いますのでご了承ください。
番号 5 番、6 番について審議いたしますので、[REDACTED]の退席をお願いいたします。

会 長： それでは本案件について、事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」

農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定により、市より決定の求められた農用地利用集積計画について、下記のとおり決定を求めます。番号 5 番、6 番、貸主、[] の [] さん、[] を仲介し、借主、[] の []、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[] m²、場所につきましては地図番号 4 番、[]、[] の斜線の土地となります。利用権の設定を受ける者は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。それでは、残りの案件について事務局より一括して説明願います。

事 務 局： 番号 1 番から 13 番は貸貸借となります。

番号 1 番、2 番、貸主、[] の []、[] を仲介し、借主、[] の []、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[] m²、場所につきましては地図番号 2 番、[]、[] の斜線の土地となります。

番号 3 番、4 番、貸主、[] の [] さん、[] を仲介し、借主、[] の []、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[] m²、場所につきましては地図番号 3 番、[]、[] の斜線の土地となります。

番号 7 番、8 番、貸主、[] の [] さん、[] を仲介し、借主、[] の [] さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[] m²、場所につきましては地図番号 5 番、[]、[] の斜線の土地となります。

番号 9 番、10 番、貸主、[] の [] さん、[] を仲介し、借主、[] の [] さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[] m²、場所につきましては地図番号 6 番、[]、[] の斜線の土地となります。

番号 11 番、貸主、[] の []、借主、[] の [] さん、

土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED] m²、場所につきましては地図番号 7 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 12 番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]、借主、[REDACTED]の[REDACTED]、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED] m²、場所につきましては地図番号 8 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 13 番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]、借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田と畑と雑種地、面積、[REDACTED] m²、場所につきましては地図番号 9 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 14 番以降は売買となります。

番号 14 番、所有権の移転をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、所有権の移転を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]、土地の所在、[REDACTED]、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田と雑種地、面積、[REDACTED] m²、場所につきましては地図番号 10 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

こちらの土地は、[REDACTED]年後に[REDACTED]の[REDACTED]さんが取得するものでございます。

番号 15 番、所有権の移転をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、所有権の移転を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]、土地の所在、[REDACTED]、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED] m²、場所につきましては地図番号 11 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

こちらの土地は、[REDACTED]年後に[REDACTED]の[REDACTED]が取得するものでございます。

利用権の設定等を受ける者は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長： 番号 14 番、15 番に対しまして、農用地利用調整会議を開催しております。
小寺代行より報告願います。

小寺代行： 番号 14 番について、12 月 19 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍

の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり ■■■■■ 円の価格を提示、総額 ■■■■■ 円で双方の同意をいただきました。

番号 15 番について、2 月 5 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり ■■■■■ 円の価格を提示、総額 ■■■■■ 円で双方の同意をいただきました。

■■■■■
■■■■■
■■■■■

以上、ご報告とさせていただきます。

会 長： 只今、事務局からの説明と調整委員長からの報告がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第 4 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について

会 長： 日程 9、議案案 4 号「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 4 号「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について」令和 6 年度最適化活動の目標の設定等下記のとおり決定してよろしいか意見を問う。

I 農業委員会の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

1 農業委員会の現在の体制

委員数等は記載のとおりでございます。

2 農家・農地等の概要

農家数等につきましては、2020 年の農林業センサスに基づいて記入してございます。

経営体数につきましては、農政課にて集計したものを記載しております。

耕地面積につきましては、本年 2 月に北海道より公表されているものを記載しております。

II 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

①現状及び課題

管内の農地面積 4,280 h a、これまでの集積面積、3,745 h a、集積率、87.5%、課題につきましては記載のとおりでございます。

②目標

農地の集積の目標年度は 8 年度で、集積率は 88.0%としております。今年度の新規集積面積は 7 h a、今年度末の集積面積は 3,752 h a、今年度末の集積率は 87.7%としてございます。

(2) 遊休農地の解消

①現状及び課題

現状はゼロ h a でございます。

②目標

現状維持として、ゼロ h a としております。

(3) 新規参入の促進

①現状及び課題

現状は過去 3 年分記載のとおりでございます。

課題につきましては記載のとおりでございます。

②目標

記載のとおりでございます。

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

月当たり 1 日、人数につきましては、地区委員 10 名としております。

(2) 活動強化月間の設定目標

昨年同様 3 回を設けております。

(3) 新規参入相談会

1 回として、時期や場所につきましては未定としております。

なお、今後、北海道農業会議、石狩振興局に報告し、記載内容などの確認を受けた後、市のホームページ等で公表する予定でございます。

以上、令和 6 年度最適化活動の目標の設定等につきまして、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第 5 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

会 長： 日程 10、議案第 5 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 5 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、下記のとおり決定してよろしいか意見を問う。

本指針につきましては、農業委員の改選期に合わせ、3 年ごとに検証、見直しを行うこととされておりますが、今年度が改選期でございますので、見直しを行うものでございます。

本文につきましては、昨年 3 月の修正後、変更はございませんので省略いたします。

修正箇所については、第 2 具体的な目標と推進方法、1 遊休農地の発生防止・解消について、(1)遊休農地の解消目標の、現状の農地面積は 4,280 h a、遊休農面積はゼロ h a、3 年後の目標も今年度の数値と同様としております。次に、2 担い手への農地利用の集積・集約化について、(1)担い手への農地利用集積目標の、現状の集積面積は、3,745 h a、集積率は 87.5%、3 年後の目標について、集積面積 3,766 h a、集積率は 88%としております。次に、第 3 新規参入の促進について、(1)新規参入の促進目標について、現状はゼロ経営体でございますが、3 年後の目標について、2 経営体、6 h a としております。

なお、今後、北海道農業会議、石狩振興局に報告し、記載内容などの確認を受けた後、市のホームページ等で公表する予定でございます。

以上、農地等の利用の最適化の推進に関する指針につきまして、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。
これで本日付議されました案件はすべて終了いたしました。
その他、全体を通して何かご意見等があればお聞きしたいと思います。

各 委 員： なし。

会 長： これをもちまして、第10回農業委員会総会を終了いたします。

上記の会議は、その正当なることを認めここに署名する。

恵庭市農業委員会 会 長

議事録署名委員 2 番 委 員

議事録署名委員 4 番 委 員
